

平成19年度 第2回官業改革タスクフォース 議事録

1. 日時：平成19年4月13日（金）14：00～16：05

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 議題：独立行政法人等の見直し等に関する各省ヒアリング

（1）都市再生機構（国土交通省）

（2）緑資源機構（農林水産省）

4. 出席者：【規制改革会議】

草刈議長、安念主査、翁委員、福井委員、大橋専門委員

【国土交通省】

住宅局総務課 課長 河村 正人

住宅局総務課民間事業支援調整室 室長 早川 雅章

同 専門企画官 石坂 聡

独立行政法人都市再生機構経営企画部 部長 日原 洋文

同 担当部長 川村 祐一

独立行政法人都市再生機構住宅経営部 部長 奥野 泰三

【農林水産省】

林野庁整備部整備課 課長 古久保 英嗣

同 監察官 上田 浩史

農村振興局整備部農地整備課 課長 雑賀 幸哉

農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室 室長 大田 武志

【規制改革推進室】

岩佐企画官 他

5. 議事録：

（1）都市再生機構

安念主査 本日は国交省の皆様、それからURの皆様、御多用のところお出ましをいただきまして誠にありがとうございます。

規制改革会議の第2回官業改革タスクフォースという会議でございます。当タスクフォースでは、独立行政法人等の業務の縮小・廃止、民間開放等につきまして審議をいたしてありまして、その一環として本日は国交省様、UR様においでをいただきまして、URの特に関連会社との関係について御説明をお願いしたいということでお出ましを願ったわけでございます。

まず15分程度で私どもの質問に対する御回答を御説明いただき、その後、質疑、討論ということにさせていただきたいと思っております。去年に引き続きましてお忙しいところをおいでいただきまして、河村課長とも親友になったような気分でございます。誠に申し訳ございませんが、ひとつよろしく願いいたします。

河村課長 それでは、15分ほどちょうだいしまして、今日お持ちいたしました資料を御説明させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

石坂企画専門官 国土交通省住宅局民間事業支援調整室の石坂でございます。よろしくお願ひいたします。資料の方を説明させていただきます。

まずカラーの方の資料からごらんいただければと思います。「都市再生機構の改革への取組み」ということで、都市再生機構は住宅都市整備公団時代からいわゆる分譲住宅の撤退ですとか賃貸住宅の徹底、更にはニュータウン事業の早期完了と、徐々にこういう形で業務の縮小あるいは民間への開放ということを行ってきているところでございます。こちらについてはこういう形だということ、細かい説明は省略させていただきます。

続きまして、2ページをごらんいただければと思います。本題の都市再生機構の関連会社の件について2ページ以降で説明させていただきます。都市再生機構は関連会社があるわけでございますけれども、大きく都市再生機構では4つの観点で関連会社を持っております。1の丸の下にボツを4つ書いておりますけれども、それぞれ大きく4つ業務があります。

まず1点目として、ニュータウンの初期段階において整備が必要な生活利便施設の建設・管理ということで、例えばニュータウンを整備するときに最初に何も店舗とか、そういった利便施設がないとなかなか御入居いただけないものですから、そういったことで生活利便施設の建設管理を行う会社を設立しております。

2点目として、再開発ビルなどをつくりますときに権利者さんと一緒に機構も入るんですけれども、その再開発ビルなどの管理を行う会社も設立しております。

3点目が賃貸住宅居住者の利便に供する施設の建設・経営や居住環境の維持改善ということで、賃貸住宅を維持管理するための関連会社というものも設立しております。ここは通常の建物の維持補修から始まりまして、植栽等の整備といったことも幅広く行っているところでございます。

4点目は公団業務の支援ということで、例えば区画整理の計画や補償とか、再開発の場合もそんなんですけれども、権利調整とかほとんど機構と同じような業務をするような会社がありますが、そういったものを設立しているところでございます。

「機構設立までの抜本的改革」ということで「改革の基本的な考え方」でございますけれども、「民にできることは民に委ねる」ということで、子会社の業務についても機構が本来行うべき業務の代行・補完機能に重点化をする。あるいは、似たような業務を行っている会社については統合する。役割を達成したものについては株式を売却するという観点で改革を行っているところでございます。

3ページ目に具体的内容ということで、会社数の大幅な削減ということです。こちらについては中期目標でも58社、平成13年度末にあったものを半分に減らすということで整理することにしておりますが、4ページを見ていただきたいんですけれども、具体的に申し上げますと13年度末に58社あったうちの緑色の枠で囲っているような事業地区の例えば再開発ビルなどを管理する会社、鉄道とか熱供給の都市施設を運営する会社、あとはニュータウンとかの利便施設を管理する会社、これが合わせて26足す4で30社ありましたけれども、ここを一部目的を達成したものは株式の売

却、そうしたことによりまして現在では15社まで減らしているところでございます。

また、オレンジ色のところでございますけれども、ここは機構の本来業務とほぼ同等のことをやっておりますが、区画整理とか再開発といったような事業にかかります権利調整、補償の關係の業務について、実施設計、例えばだれでもできる設計みたいなものは完全に民間にやらせようということで、機構の本来業務、本来実施すべきことについての手伝いをさせていただくということで、これについては13社から5社に減らした。そのほか賃貸借管理会社は15社ございましたけれども、こちらについては例えば大規模、中規模な修繕工事から撤退するというような形で8社に減らしているところでございます。現時点で28社まで減らしているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、今の話とダブるところがございますが、基本的な考え方として「一般の民間企業が実施可能な業務からの撤退」ということで、例えば賃貸借の管理においてもだれでもできるような大規模、中規模の補修工事、リフォームからは完全撤退ということで平成15年度に撤退しております。

また、実施設計とか測量とか民間でできるというものについては、これについても機構発足時から関連会社は撤退をしております。

また、関連会社は機構の競争入札には不参加ということで、そもそも競争入札ということは民間にもできるということから競争入札には不参加ということです。したがって、結果として随契の割合というもののだけ、数字だけ見るとパーセンテージは上がっておりますが、それはむしろ一般競争入札の方から撤退したということが背景としてあります。

3番目は「透明性の確保等」というところでございますが、これについて連結財務諸表を公表したり、独立行政法人評価委員会において外部評価を実施したりという対応をしているところでございます。

4ページは先ほど御説明しましたので、5ページをお願いしたいと思います。「関係会社改革への取組み」ということで、これまで都市機構の關係につきましては住宅都市整備公団時代から特殊法人の整理合理化ということで何度かにわたっていろいろと御指摘を受けてきたところでございますけれども、例えば「具体の取組み」のところを見ていただきたいのですが、大規模修繕工事、5,000万以上の競争入札工事からの撤退ということで、以前は平成5年度ベースで139億円、J Sという日本総合住生活という会社ですけれども、こちらが平成15年には撤退を完了しております。

また、中規模工事、200万以上の工事でありますけれども、こちらについても平成10年時点で84億円受注しておりましたが、平成15年には撤退をしております。

また、植栽剪定工事についても平成11年度から段階的に民間開放を行ってきておりまして、17年度末現在で900団地で実施しております。

更に、その下の黄色のところになりますけれども、窓口案内事業についても同じく段階を踏んで民間開放を進めておるところでございます。

残りは、例えばJ Sであれば小規模工事が残っているわけでございますが、これは日常の水漏れがあったとか、ドアが壊れたとか、そういったこと細かな住民の皆さんからの要望についてはやっておりますけれども、大規模な工事、中規模な工事については子会社は撤退しておるところござ

います。

続きまして、調書の方です。こちらはちょっと分量が多いものですから、ごくごく簡単に説明させていただきます。

最初の1ページですけれども、こちらについては都市機構の概要でございますので省略させていただきます。

7.の「民間開放の状況」ということで書いてございますけれども、1ページの下の部分につきましてはこれまで都市機構が行ってきた、さっきのカラーの1ページにありますような業務をどう縮小してきたかということを書いておりますので、こちらについても説明は省略させていただきますまして本題の説明をさせていただきたいと思っております。

2ページの10.の「個別質問事項」、下から3行目になります。まず、先ほどもちょっと御説明しましたけれども、機構の中期計画におきまして58社から半数に減らすというような目標を立てております。これにつきましては既に28社ということで、数の上では目標を達成したところでございます。

続きまして3ページの真ん中辺、「(2)平成17年度における、下記金額について示されたい」ということで、都市機構から外部へどういうふうに発注しているかについて3ページ以降にちょっと細かい資料を書いております。

これは金額ベースになるので本当にざっと説明させていただきますが、例えば3ページの(2)の都市機構から外部へ発注している合計額及び内訳ということで、全体で言いますと3,141億8,400万円発注しております、内訳として工事が2,189億8,000万、コンサルタント業務が210億、物品・役務等が742億となっております。この中で、恐らく今回の事案に関わるものとしては「上記金額中の随意契約額」ということで1,258億1,700万円。更に、ですけども、「上記における機構と特定関連会社、関連会社、関連公益法人との契約額」については629億500万円となっております。更にこのうち随契のものなんですけれども、628億100万となっているところでございます。そのほか、4ページをごらんいただければと思っておりますけれども、こちらの方は随契とかやっているものについてどういうものがあるかということの代表的なものを書いております。

1点目として「工事」です。これは民間に発注しているので問題ないかと思っておりますが、前年度に引き続き行うような工事については随意契約で対応しております。

2点目の事例として賃貸住宅団地内給水施設改良工事ということで、これは関連会社で言いますと日本総合住生活、いわゆるJSに発注しておりますけれども、こちらについては給水関係の事業ということで、日常から都市機構において住民対応ということでお客様に対するサービスということで24時間の緊急措置ということで、特に水漏れとか給排水の対応をしていることから日本総合住生活に発注しているというところでございます。

4ページの下の方のガス工事につきましては、法令に基づいて工事を発注するということから随意契約になっております。

5ページをお願いいたします。「コンサルタント業務」のところでございますが、公募型プロポーザル方式による随意契約、これは随意契約とはいえ、実際には公募型プロポーザルなので、そ

う意味では競争入札とそれほど違わないかと思っております。

そのほか、公益施設等建築実施設計業務ということで、こちらについても基本設計と密接に関連があるということで継続性を重視して随意契約をしたものがございます。

次に、「物品・役務等」でございます。こちらについてはURリンケージという関連会社に発注しているわけでございますけれども、こちらについては先ほど申しました区画整理とか、都市再開発の権利調整とか、そうした機構が本来実施すべき業務の一部ですね。代行補完を発注しているということでございます。

事例の2つ目として、住宅管理センターにおける管理業務の一部委託ということで、財団法人住宅管理協会に発注しておりますけれども、こちらにつきましては居住者からの申請とか苦情処理、滞納整理とか修繕工事の発注といったようなことをやっているところでございます。

続きまして6ページにまいります。電子計算機の賃貸借ということで、こちらはOSの関係もあって日立製作所の方に随意契約をしているというふうになっております。

続いて(4)番ですけれども、特定関連会社の売上高に占める機構の関連のものの割合ということで、こちらは一覧表にしてございまして、参考資料別紙ということでそれぞれこういう形で別紙ということで各関連会社とどういう事業を行っているかということで総売上高と機構関連のもの及びその機構関連のもののパーセンテージを一覧表にしてございます。こちらについては、ごらんいただければと思っております。

以上、簡単ではございましたが、資料の説明を終わらせていただきます。

安念主査 どうもありがとうございました。

はなはだ初歩的なことを伺って恐縮でございますが、特定関連会社と関連会社の定義づけはどうなっておりますか。

川村部長 特定関連会社というのは、いわゆる子会社というふうに考えていただければと思います。

安念主査 子会社というのは、会社法ベースでの子会社、つまり50%超と役員半分というような支配の基準の……。

川村部長 そうです。支配力基準に基づく子会社というふうに考えていただければと思います。

安念主査 ということは、当然ながら会社しかないわけですね。財団法人とか、そういう法人格は別ですね。わかりました。

それで、関連会社の方はいかがですか。

川村部長 これも同じく、いわゆる連結などで持分法で適用しておりますね。あれの関連会社と同じということです。

安念主査 わかりました。ということは、売上高の額とかシェアということとは一応無関係でございませぬ。特定関連か、関連会社ということの定義とは関係ないですね。

川村部長 はい。

安念主査 わかりました。

いかがでございましょうか。どなたからでもどうぞ。

関連会社の中には特定関連も含めますが、上場企業というのはあるんですか。

川村部長 ございません。

安念主査 これはただ感想を申し上げるだけだけれども、日本総合住生活さんは総売上高が1,500億ですか。売上高1,500億というのはかなりなもので、一部上場していてもおかしくはない規模でございますね。あとは、株式を売却なさって整理をされたというお話も伺いましたが、未上場の株式ですからどういう形で売却なされたんですか。

川村部長 機構だけが保有しているのではなくて、公共団体とか電力・ガス会社、それから金融機関ですね。そういうところを持ってもらっております。そういうところに対して根回しをして、どこか引き取ってもらうところを探すだけでもものすごく大変なんですけれども、そういうこともやりながら整理をしていっているということです。

安念主査 そうすると、法人格はそのままに解散、清算しているわけではないんですね。存続させて株主の構成だけを変えていると、こういうやり方ですか。

川村部長 はい。

安念主査 その特定関連と関連会社の中に100%子会社というのはあるんですか。

川村部長 100%はございません。

安念主査 やはり今おっしゃったような法人企業等で持ち合っているという状況でございますか。

川村部長 はい。

安念主査 わかりました。

では、どうぞ。どなたからでも結構でございます。

翁委員 カラーの4ページで、左側に13年度末の58社と、右側に28社というものを書いてありますけれども、この中で大体統合したものと、それから株式売却による自立化を図ったものと、大体どんな感じで減っていったのかを教えてくださいなと思います。

川村部長 全体では30社減っております。その中で株式の売却、それから清算したものが1社でございますが、売却が8社で、あとは合併です。

安念主査 会社法上の合併ですね。

翁委員 では、約3分の2が統合とか合併ということですね。

安念主査 失礼ながら、合併はそんなに難しくはないですね。技術的な手間はかかるかもしれないけれども、株主さんの中でそちら様が大株主だから、3分の2を達成するのはそんなに難しくはないかなと。

川村部長 これは公共団体で出資しているのが、あるニュータウンですと市が出資したりしているわけですね。そういうところを、より大きな圏域で合併しようと思ったら、このほかのところの市が出資しているような会社と一緒にするとか、そういったこともございますので、そういう意味では調整自体は合併の場合でもそういうことはやらないといけないということがございます。

安念主査 わかります。要するに、ごねるところが出てくるということですね。

川村部長 いわゆる根回しなり、納得をしていただくというふうに。

安念主査 わかりました。どうぞ。

大橋専門委員 よくわからないんですが、2つほど質問をしたいのは、この特定関連会社だとか関連会社あるいはその関連公益法人に対して出資をされていると思いますが、その出資の総額というのは現在どのくらいになっているのかということが1つです。

それから、前にいただいた資料を見てつくづく思ったんだけど、平成17年度の工事契約トータル金額で2,190億の工事契約が行われて、そのうち随契というものが456億3,400万という数字をいただいている、大ざっぱに言えば17年度の工事契約の全体のうちの4分の1が随契という契約方式によって行われているということはどう評価するのか。非常に多い感じがするんですが、先ほどの説明で一般競争入札あるいは指名競争入札できない理由を言っているけれども、どうも私は納得できないので再度説明を求めますが、工事について約4分の1が随契だという私が申し上げた事実は間違っていないですか。

河村課長 17年度の工事総額は2,189億円です。

大橋専門委員 私の手元の資料は2,190億になっています。

河村課長 丸めて2,190億ですね。そのうち随契が456億円と、約2割です。

大橋専門委員 正しいんですね。

河村課長 4分の1まではいってありませんが、2割です。

大橋専門委員 道路公団の問題をやったときにほぼ同じような問題が指摘されて、ちょっと言いにくいけれども、公団OBの方を受け入れたところに優先的にやっている。その一つの表れとして随契というようなことが行われているのではないかとということで、道路公団の意見書の中にも同じような指摘があったと思うんだけど、そのような状況がこの都市再生機構においても表れているのではないかとというのが私も非常に心配なんです。

日原部長 道路公団とこの都市機構と決定的に違うのは、道路公団はファミリー企業と言われる会社とは基本的に出資関係がないんです。要は取引関係だけで結び付いているファミリー企業でございまして、したがってその中についてもガバナンスが効いていない。

うちの場合は、そういう意味では出資を含めてガバナンスを効かせた上で、なおかつその中身についても先ほどから随時御説明していますけれども、当方において直接手を出さないといけないようなもの、あるいはどうしても緊急対応で住民との関係においてサービスをカバーしなければいけないものに限定してきておりまして、そういう意味では大分性格が違うのではないかと考えております。

安念主査 ただ、例えば日本総合住生活さんを見ても、事業内容というのは要するにマンション管理というふうにざっくり言えるんだとすれば、そういう管理会社は世の中に幾らもあるのではないかと。何もあえて子会社をつくらなければならないメリットはどれだけのところだろうか。

子会社をつくること自体が悪いんじゃないです。それはいろいろな企業だってやっているわけですから。問題は、一般の企業は、本音を言えば天下り対策もあるかもしれないが、しかし、本社でやるよりも人件費が安くなるから、それでコストセーピングになるだろうと思ってやっているというのが少なくとも公式な説明だし、実際にそうだろうと思うんです。

問題は、御社でも御社自身の職員は結構給料水準は高いだろうから、自分でやるのは高い。それ

ならば子会社にするかといって子会社なんだろう。しかし、その子会社のやっている業務はほかにもいろいろ民間企業があるではないか。何で子会社にたくさんの売上げを立てさせるようなことをしなければならないのか。ほかにもたくさんあるんだから、ほかの民間企業を使ってもっと安くできるんじゃないかというのが多分最大の疑念というか、問題点なんじゃないかと思うんですが、この点はいかがなのでしょう。

日原部長 4ページのところの緊急体制の説明で、そういう御質問が出るのではないかと思って丁寧に書いてきたんですけども、要は団地を管理するといっても大規模な工事などはそちらで発注してもいいわけですが、日常的な細かい管理、例えば漏水したということがあれば即行って、それは1時間くらいで現地に駆け付けて即直さないと住民からものすごい苦情がくるわけですね。

安念主査 それは民間のマンションも同じですよ。

日原部長 民間の賃貸住宅の世界というのは、それぞれ民間が管理をやっているときも皆、子会社にやらせていますよね。ですから、それはそれなりの体制は組まれていて、私どもの場合もゼロからスタートするわけではありません。50年の歴史がありますから、50年の歴史の中でうちの団地をどういうふうに管理するかということについてある種のノウハウが蓄積されていまして、急にだれかできるかと言ってもそれができるわけではない。ここに書いてありますが、協力業者は24時間待機させると言っても、急に外から来た業者にかき集めた金を払って24時間待機させるなどということとはできない。

それから、遠隔操作のためのモニタリングシステムなどというものはまさに急にできるわけではないので、結局うちのファミリー会社、子会社、JSにきっちりやらせながら、ただしその中身もむやみに変なもうけとかがないようにきっちり管理しながらやっていくしかないと考えています。

安念主査 そもそもの起源をおっしゃるのならばそれはそうかもしれませぬ。特に巨大な団地を民間がつくるということはまずないことです。それからまた、管理会社というのはデベロッパーの子会社であるのが普通であることは確かですね。

だけど、そうは言ってもしよせんはマンションの管理なんだから、今となってはいろいろなところにいろいろなりソースがあるわけで、何も今のままこういう大きい子会社を置いておかなければならないというのはいささか時代遅れなんじゃないでしょうか。

日原部長 それは、団地であるがゆえにそういう意味では敷地内をずっと長く全体を管理していますので、早い話、一言で言えば代わりがないと言った方がいいと思います。

安念主査 代わりがない。お探しになったんですか。

川村部長 ここに給水施設の改良工事を載せていますけれども、これを例に取りますと分譲マンションですと管理組合が発注しますので断水時間を、何時から何時までは断水しますよということと管理組合が決めて皆さんが納得して工事にかかれるわけですね。

ところが、例えば1,000戸の団地で断水が必ず生ずるときにいつ断水させるのかという判断をするとき、JSですと日々そこの水の使用量がどの程度か、全部統計を取っています。それで、例えば何曜日、あるいは時間帯で言えば何時から何時くらいまでが一番影響が少ない。まず断水の時間を最小限にして、それで工事にかかります。



工事にかかって終わった後、団地ですから水が出ないから蛇口を開けっ放しでどこかに出て行ったりしている人が結構いるわけです。そうすると水漏れが起きたりしますから、全住戸をそこでチェックして行って、人がいなくてメーターが動いていたら、まず元を止めておいてちゃんと張り紙をして連絡してもらおうとか、そういうどちらかという居住者対策、居住者へのサービスですね。居住者がお客様ですから、それにものすごく労力といいますか、ノウハウが必要な部分があるんです。

福井委員 それは民間の賃貸マンションも同じです。

川村部長 民間の賃貸マンションで、ここまで大きなところというのはほとんどないと思います。一部、超高級な賃貸マンションはありまして、そういうところは完全なサービスをやってあげてくれると思いますけれども。

福井委員 同じ程度のサービスを民間のマンションの管理会社ではできないという理由はあるんですか。

河村課長 金を払えばいいんです。それだけの管理費を取っていないということです。

福井委員 見積もりを取られたことはありますか。

川村課長 そういう部分については、積算上は入れておりませんので。

福井委員 仮に今おっしゃったような断水のときの対策について、仕様は客観的に示すことは可能でしょう。そうだとしたら、その仕様を例えば月間とか年間で幾らで請け負えるのかということについて、相見積もりを取られて、あるいは競争入札にかけられて、手を挙げるところがなければそれは仕方ないかもしれません。

手を挙げるところがいて一番安いところがあれば、そちらの方が機構としてはコストが削減できてよいということではないでしょうか。

安念主査 失礼ながら、僕は数年前にマンションの管理組合の理事長として同じことをやりました。300戸の住戸だからかなり大きいマンションでしたけれども、水道管の取り換え工事、更生工事ですが、ハードの工事だけやるわけではなくて、その前さばきから今おっしゃったような漏水対策まで、もちろん皆パッケージになっているわけです。それをもともとの管理会社も含めて幾つかの会社で相見積もりを取りました。それは普通にやっていることじゃないですか。

福井委員 今みたいな形で同じ品質のものをより安く提供できます、という業者があれば、そちらの方がいいということについては共通理解があると考えていいですね。

川村部長 それで一定の水準ですべての団地についてそういうことができるということであれば。

福井委員 ちなみに、例えば1,000戸とか2,000戸とか大規模団地は分譲ならばたくさんあるんですけれども、分譲の断水対策と賃貸団地の断水対策でやることは何か違うんでしょうか。

川村部長 さっき更生工事とおっしゃいましたけれども、まさに分譲は更生工事なんですが……。

福井委員 更生工事というのは何ですか。

川村部長 今の配管をそのままにして、要は中をきれいにするんです。ところが、うちの場合は30年くらいたちますと更新工事ということで、全部掘り起こして管そのものを、古い団地なものですから。

安念主査 それは民間もやっておられますよ。

福井委員 同じくらいの古さの民間の分譲マンションならば、同じことをやらないといけないんでしょう。

川村部長 更新工事までやっているところは少ないと思います。

福井委員 どうしてですか。大規模団地でも築 40 年、50 年は幾らでもありますが、それはやっていないんですか。

安念主査 本質的な問題は、要するに相見積もりをなぜとらないかということです。

福井委員 事実として確認したいのは、民間の分譲の大規模団地と違うことが機構の大規模賃貸団地で、管理サービスにおいて何か必要なかどうか。あるとしたら具体的に何かということをお教えください。

川村部長 恐らく民間といいますか、分譲の管理組合でやるのは自分たちの資産の維持改善のために自分たちがそういうふうに決めてやるということと、大家として一律的に工事をしないといけないというところの違いがあると思います。

福井委員 意図は違うかもしれないけれども、やる工事の内容とか品質において何か差があるのかどうかということです。

川村部長 居住者に対する手間というのはものすごくあります。

福井委員 居住者に対する手間というのはどういう意味ですか。

川村部長 先ほどは水道管の話だけしましたけれども、例えば空き家の修繕工事などにしても、よくあるのは下にタクシーの運転手さんが住んでいまして、大体、昼に工事するわけですね。ところが、あの人たちは昼は寝ているわけです。そうすると、即苦情がかかってくるんです。それはあなたの勝手でしょうというふうに言いたいんですけれども、それはそういうふうには言えないとかですね。

福井委員 分譲だって同じことがあるじゃないですか。

安念主査 同じですよ。うちだってクラブの経営者のママさんがいましたよ。大変な文句でした。

福井委員 賃貸にだけタクシーの運転手さんが入っているわけではないでしょう。

奥野部長 分譲の場合はさっきから説明しているように、居住者が全員工事をやることについて納得しているわけですよ。

福井委員 賃貸は納得していない前提で入っているんですか。

奥野部長 賃貸は、大家が一方向的にやるわけです。

福井委員 ちょっと待ってください。どんな賃貸団地だって一定の更新工事が必要だということは当たり前で、それを受忍することは共同住宅に住む以上当たりの責務じゃないですか。

奥野部長 それはそうですが、さっきから言っているようにそういうことについて不満というか、例えば騒音がするとか何とかということについて苦情が非常に多いというのも事実なんです。

福井委員 分譲における苦情と何か異質なものがあって、しかも異質な対応が必要なのかどうかというのが論点です。

奥野部長 分譲の場合は、本人が納得した上で入っているわけじゃないですか。

福井委員 そういうことならば、賃貸契約の約款に事前書けばいいじゃないですか。そういうことがありますよ。分譲マンションの入居者同様、当然の共同住宅の入居者の責務として一定の工事の受忍をしていただきます、と書けば同じことでしょう。そういう問題がありますと言いなから賃貸住宅の約款にもしていないのだったら、それは怠慢じゃないですか。

日原部長 そういう論理的な話よりは、中国の話じゃないですけども、人の土地を耕しているときは真剣にやらないけれども、自分の土地を耕すときには真剣にやるのと似たような部分がありまして、自分のマンションの保全は真剣にやるけれども、他人から借りた機構のマンションのためにどこまでという部分は心理的にあって、それを説得して回るのが大変だということです。

福井委員 それはわかりますが、かといって品質なりサービスなり、業務の決定的内容が違うということにはならないですね。

安念主査 民間だって賃貸マンションというのは幾らだってあるし、分譲マンションだって賃貸に出している人というのはたくさんいるわけです。それは同じことですよ。

福井委員 ここでお示しのこと、何か難しいことがあるとか、あるいは何か緊急対応が必要だということは、民間でも本質的に全然異質かということそうではないわけで、もちろん程度問題として多少の違いがあるかもわからないし、入居者の意識に違いがあるかもしれないというのはよく理解できますが、それにしても結局は、国としても機構としても国土交通省としても、同じ品質のサービスが提供できるのならばできるだけ安い方がいいはずですよ。

これは官民競争入札の立法のときにも政府部内で共有した考え方ですから、そう考えれば、いないと決め付けるのではなくて、例えばこういう仕様を示したときに私のところであればもっと安く請け負えますというところがあるかもしれない。それを試されてみた方が国益にもかなうし、機構の利益にもかなうんじゃないですかということです。

日原部長 恐らく機構としてやるべき仕事と、完全子会社ですから民間の場合も同じだと思うんですけども、子会社としてやっている部分の範囲というのは、本当に仕様書を書いて外に出すという範囲よりも、企画に近いというんでしょうか、要するにサービス水準としてどこまでやるべきかという「べき論」も含めた部分が、子会社であるがゆえにお任せしているという部分があるんだと思います。

だから、仕様書を書くとなると、その境界線をどこに引くかということから一度ぎっちりやらなければいけなくなって、えらく大変なことになるんです。

福井委員 1回限りは多少大変ですね。ノウハウがあるというのはもちろん歴史的経緯があるのでそれはよくわかるのですが、だけど、先々まで見て今のままいくのと、1回は多少面倒な整理が要るかもしれないけれども、長期的に見たらひょっとしたら儉約できるかもしれないということであれば、やはり後ろにかけてみる価値はあるんじゃないでしょうか。

安念主査 それは、わからなくはないんです。1つはもともと大規模な集合住宅は日本にはなかったわけだから、それはURさんにしかノウハウがなかったというのは昔はそうだったと思うし、今だってやはり子会社だとあうんの呼吸である程度の無理も利くというのは世間一般にあることだし、そのメリットはわかるんだけど、これだけ民間のリソースが発達してきたときに今までど

おりである必要はないでしょうということです。少しずつほかの一般の民間のリソースに移転していくという方向で考えていただくべきではあるまいかということです。

河村課長 おっしゃることは理解はしているつもりで、今までの各整理合理化の閣議決定で段階的に、先ほど絵の5ページで御説明しましたように、大規模5,000万以上の工事からは全部撤退しました。中規模も撤退しました。

今やっていることは非常に日常的な通常の管理で、とりあえず手始めに植栽の剪定工事から民間を入れております。これはなぜかといいますと、先ほどから福井先生がおっしゃっているように、成果としては質的に全く変わらないということは理念的にはそのとおりなのですが、その成果を実現するためのプロセスが、ものすごく今までの歴史的経緯もあって神経を使うし、居住者の方々もそれなりに公的主体の管理をしている賃貸住宅であるということから、悪く言えば甘えの構造があって、その実現プロセスあるいはコストというものは目に見えないところにかかっている。

それをいきなり民間の知らない方にやっていただいて混乱が起きたときに困ってしまうので、とりあえず植栽剪定工事くらいから徐々にやっていって、ちょっと申しますと植栽剪定工事ですら文句は相当きています。

日原部長 今お配りしているのですが、植栽剪定工事は住民の安全に関わるわけでもないし、切っても生えてくるし、いいかと思って始めておりまして鋭意進めております。相当進めておりますけれども、既に苦情がいっぱいきております。

安念主査 それは、URさんが余りにも心優しい大家さんであり過ぎたということなんじゃないですか。

福井委員 そこはやはり入居者に、共同住宅で、しかも賃貸に住むということは一種の公共財に住んでいるのだから、社会的責務はあります、ということはPRしていただかないといけませんね。

河村課長 そこは時間をかけて、歴史の重みがあるし、ちょっと問題が起こると国会ですぐこういうふうに問題にされるということもありますので、おっしゃっていることはよくわかるんですが、時間と……。

福井委員 例えば、入居者にとってみると、単に機構の契約だけではないか、自分たちに何の利益があるのかなど、例えば保育園の民営化などでも似たような議論があるわけです。1つのインセンティブとしては、家賃の設定で、基本的には入居者からすれば家賃で全部サービスを賄ってもらっているはずだということになるでしょうから、もし植栽にしても、あるいはエレベータ管理にしても、機構の工夫で何らかの削減ができたとしたら、多少は入居者に還元してあげるという意味で家賃を少し引き下げるとか、そういうことをセットにすれば、同じ品質のサービスを最終的に得られるのに安いんだったら、それはその方がうれしい、と普通の入居者は思うと思うのです。

要するに、機構が全部取るということを前提にするから不満が生じるわけで、それは返してあげればいいじゃないかと思うのです。そういう工夫とセットで考えれば、入居者の理解も得られやすいし、長期的に見れば何もそういう管理の部分に対して、お金をまず一定額かけないといけない、ということではなくて、品質を一定にすれば、儉約によってほかのURのもっと大事な事業をより効果的に実施できるわけです。再開発とか、土地集約とか、本来の機構の重要業務にお金をかけて

ほしいのです。ルーティン業務的なところは逆に言えばできるだけ儉約するところはして、本来の機構業務の方をもっと拡充しましょう、という方向に向かえませんか。

安念主査 やはりメンテナンスサービスの一層の民間開放を図っていただくということで、ある程度の数値目標というのか、時間的な目標をおぼろげながらも示しながらやっていただくということではないかと思うんです。

では、ほかの論点からどうぞ。

草刈議長 2つ質問をしたいのですが、絵の方の資料の3ページ目の一番上に関係会社58社を5年間で28社まで再編整理しました。独立行政法人評価委員会はいいことだと言っていますと書いてありますね。5年間で58から28になったのは数字の上では結構だと思うんですが、これを連結関係会社だというふうに考えた場合、質問というか、数字を教えてくださいなのですが、58社から28社までいったときの資産総額、資本金総額、売上高総額、それからOB在籍の人数、この4つのファクターがどうなっているかを教えてくださいというのが1点です。

それから、先ほど大橋先生が言われたことと似ているんだけど、基本的な疑問は外注の部分。黒刷りの方の資料の3ページ目で、機構から外部への発注というものが17年度で3,141億です。それで、そのうち随意契約が1,258億、これは40%あるんです。これは、本当にこれでいいのか。つまり、今、随意契約というのはこういう公的なものについては極力排除しようということになっていて、競争入札でやるのが常識になっている。それをやっていないためにいろいろな問題がぞろぞろ出てきている。次にやる緑資源機構という農水省のものもそのような話がぞろぞろとあるという状況の中で、4割が随意契約だというのがいいのかどうか。

更に、その半分がやはり関係会社だということにひどく時代錯誤的なものを感じざるを得ないんです。これを直していくという方向づけとしての計画があるのか、ないのか。その2点をお願いします。

河村課長 2つ目の御質問は、先ほどもちょっと資料の説明のときに申し上げたんですけれども、随契と言っても民間会社への随契というものがございますね。ガス会社の例を出したり、それから複数年度にまたがって継続するものとか、そういうものも含めて1,250億ですから、そういうものを除けば620億です。

それで、この620億も関連会社というものの位置付けを資料の説明のときに少し申し上げましたけれども、公団から機構に至る長い歴史の中でどんどん組織の定員を削減してまいりました。業務が少しずつ変化してきていることもあるんですけれども、組織、人員をスリム化することによってアウトソーシングをどうしてもせざるを得ない。

アウトソーシングをする場合、完全に民間の競争に付していいものもありますけれども、そうではないものもあって、機構の職員が本来の業務としてある程度の機構の組織の意思決定の権限を持ちながら、更にはある程度の予算権限を持ちながら交渉するという部分は絶対に民間の方にやっていただけない部分ですが、そういうものですら今アウトソーシングをせざるを得ない状況になっていますので、そういうものを中心にこの関連会社、特定関連会社に随契で、まさに機構職員がやるべき業務の補助的な業務をやってもらっているというのが、大ざっぱに言えばこの620億の中身だと

思っております。

草刈議長 この機構職員がやるべき業務の中身は何なんだ、大半の部分が何もやらなくてもいいものではないかという疑問もあるわけですね。こちらはデータを具体的に言ってもらわないとわからないのですが。

日原部長 細かい方の5ページを見ていただくと、下のところに住宅管理協会の随契の例を挙げられていますけれども、申請者からいろいろ承諾いただくものについての申請の承諾とか、苦情の処理とか、滞納整理とか、そういったものはもともとは職員自らがやっていたものでございます。

ただ、もともと職員自らやっても、今言ったように人員削減の問題もあるし、まさに現場対応の話でありますので、先ほど道路公団と一番違うと言った部分と関わるのですが、現役出向をうちらせて、その中でまさに判断業務、企画業務を含めて、民間でもアウトソーシングのために子会社をつくるというのはあると思うんですけども、まさにそれをやってきているので、道路公団とうちはそこが違う部分で、もともと中でやっていたものを外に出した。もともと外でやっていたものをたまたま何かするというとは全然違うので、そこは御理解いただきたいと思っております。

草刈議長 そこは何もそんな関連会社ではなくても民間の事業者だってできるわけでしょう。

日原部長 まさにこれは大家としての判断です。

草刈議長 大家さんが民間に委託して大家管理業、大家代行業をやるというのと同じことですよ。それは幾らでもあるじゃないですか。何とか管理会社、三菱地所何とかとか。

日原部長 それは、例えば三井不動産の子会社であれば三井不動産の経営方針に従って三井不動産の管理をやっているのであって、三菱地所が三井不動産の管理をするかということ、それはあり得ないわけですね。

草刈議長 三井不動産が別に三井不動産が建てたものではないものでも、自分たちで今度は独立会社として別会社としてやらなければいけないから、その業務を広げるために自分のリソースを広げて三井不動産だけのものではないものを行っているケースだってあるし、全然ゼネコンと関係ない管理会社だけという会社も多々あるわけですから、何もこれにやらせる必要はないですね。

福井委員 通常、三井とか三菱、住友の大手デベロッパーの賃貸物件、あるいは森ビルなども、大体こういうことは外注してしまうと思います。賃貸は高級なものが多い。分譲でも大体似たような話というのは、何らかの苦情処理とか共益費の徴収なども、普通はデベロッパー自身が徴収するというのはあまりない。もちろん機構が取られた歴史と同じことを民間もやっているわけで、普通はデベロッパー自身がこういうことはやらないのが商慣行になってきつつありまして、大体はいわゆる住宅管理会社がやる仕事なので、そこは切り出すのが合理的だということについて、日本全体で共通理解があると思います。

日原部長 我々も一応商品供給をやっているサービス業ですから、お客様のニーズを全部切り離して踏んぞり返っているというのでは全く商品開発できないわけですね。

福井委員 そこでどんな苦情があったか、どういうニーズがあったか、ということの次の商品開発に生かすという意味で、当然民間だって管理会社などの情報集約はして、それを次の企画に生かすことはやっているわけでしょう。

日原部長 それは、子会社だからですね。親から子会社に人も送り込み、やっていますね。

福井委員 分譲などだと、もちろん最初は子会社をあてがうことが多いけれども、変わっているケースも随分あります。

日原部長 だから、管理会社が変わったケースの大家というのは不動産に熱心ではなくて、たまたま土地が余ったから社宅開発をやったようなところはそういうところがありますけれども、ちゃんと不動産を本業でやっておられるところでそういうところはないでしょう。

福井委員 三井系とか三菱系のデベロッパーのところでも、住民から、管理会社についてここは嫌だと言って変えられたところは随分あります。

日原部長 その管理会社がというのは、分譲マンションの管理会社でしょう。それはありますよ。三井不動産が分譲マンションの管理をしているわけではないから、そうではなくて不動産業としてやっておられるときの管理の部分のまさにノウハウの塊みたいなところを全部人にお任せしてやるということはありませんかという話です。

福井委員 実際に賃貸の場合の子会社と民間の場合の子会社との関係で言えばもちろんそこを使っているところは多いですが、とはいえ分譲だって分譲で管理会社を分離したから管理会社から全然情報が入らないかということそんなことはないわけで、どちらにしろ施工者との関係というのは常に密に継続するわけですね。

日原部長 それは、分譲と団地は全く違いますよ。分譲の場合は分譲で売っておしまいでけれども、うちは継続的に管理しなきゃいけないんだから、分譲と一緒にされたら全く話になりません。

福井委員 結局は情報の提供なり流通さえあればいいわけでしょう。

日原部長 それは違うと思いますよ。情報の提供と言っても、それはまさにさっき言ったように人も含めての部分だから、人に任せるということは現にやっていない。そんなことはどこもないでしょうと言っているんで。

福井委員 子会社が必ずしも管理をやっているところばかりではないと思いますが。

日原部長 アウトソーシングというのはまさに人件費の問題とかいろいろな問題があってやっているだけだから、それであれば直営化するしかなくなってしまいうわけです。そこを言われると、我々としては直営化するしかないということになってしまうので。

安心主査 プランニングの中核部門をまるっきりアウトソーシングできないというのはおっしゃるとおりです。それはそのとおりでしょう。

ただ、問題は多分2段階あって、そもそも子会社としてやる方が直営で内部の人間だけでやるよりも安上がりなのか。それが第1段階です。

第2段階は、アウトソーシングするとして子会社、関連会社を使う方がいいのか、民間の一般のリソースを使う方がよるのか。これもすべて場合によって違うというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、これは公的な会社であって公的な法人であられる以上はその点はやはり説明をしていただく必要があるわけです。特に公社がアウトソーシングするが、ほかにもいろいろリソースがあるのに子会社であるということは、特に御説明を要するところであるということをお知らせしているわけです。もちろんプランニングの中核をアウトソーシングしなければならないと申し上げ

ているわけではありません。

ですから、その点については引き続き御検討いただいて、できる限り説明をしつつオープンに、できる限り民間のリソースを使っていただくという方向になっていただくしかないだろうと思います。

草刈主査 こちらも民間のこういう人たちにヒアリングをする必要があると思います。

それから、時間がないので申し訳ないですが、さっきした1番目の質問ですが、数字が今なければ後で結構ですから教えてください。

それから、割と根本的なことを申し上げますが、河村課長がおられるのでちょっと申し上げておきますと、私どもは子会社の問題はほんの一部だと認識していて、基本的にこの前も申し上げたかと思いますが、要するにこの機構というのはもっともっと資産を圧縮して小さくならなければいけないはずのものが、まだこんななのか、これは随分問題ではないかという認識がありまして、その辺の資産の問題について更にいろいろ伺わないと具合が悪いので、今日はもう無理ですから次回に是非議論させていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

大橋専門委員 手短に2点だけ申し上げます。

1つは、今日の資料で私はさっきのなぜ随契なのかという説明の理由に納得しなかったということをやや補足的に言えば、5ページで議論にあった住宅管理協会ですね。確かに住宅管理協会というのは本来機構が行う業務を代行補完することを目的として設置されたのかもしれないけれども、この住宅管理協会がやっている仕事の性格だとか内容から見ると、別段住宅管理協会でなければできないという仕事では私はないと思います。民間でも十分できる。民間のデベロッパー、あるいはその管理会社みたいなものがいっぱいいるわけですから。

だって、そうでしょう。申請承諾だとか、そういう仕事をやっているんですから、何も住宅管理協会でなければならぬという理由は全くないと思うので、そこはよく検討してほしいということです。

それからもう1点は、今日の資料で言えば追加的に要求させていただきたいのは3ページの随契の(2)ですね。機構から外部の発注はこうだと、これが内訳ごとに3つ書いてあるのですが、  
、  
、  
についてもこの内訳の3つの区分ごとにどういう状況になっているのか、後ほど資料で御提出いただきたい。

安念主査 例えば、工事のうちの随契額、コンサルタントの随契、物品・役務の随契ということですか。

大橋専門委員 そういうことです。

福井委員 今の大橋委員の御指摘にも関わりますが、例えば住宅管理協会などでも滞納整理、苦情処理、申請承諾とか、事実行為の部分随分あると思うのです。単純な行為ですね。例えば政策判断に結び付くような部分と、単純な債権回収的な部分とは大分違うと思うので、本当に機構本体に近い部分と、そうでないところというのは、もっと細かく見れば切り分けられると思います。そういう観点でも再整理いただければということです。

それから、URリンケージと5ページにあるのですが、これもちょっとよくわからないのは、本



来機構職員が実施すべき権利者との折衝とか、工程管理、品質管理等の代行というものも、なぜ機構職員が本来実施しないといけないのかということの根拠がわかりにくいですね。仮に機構が従来やってきていたことであるにしても、そういうことを外部のリソースを使ってやることで何か具体的な支障があるのかどうかという観点から、もう少し具体的な事情を後ほど教えていただければと思います。

やはり機構職員が実施すべき場合については、その基準が要ると思うのです。一般的に今までやってきたから、という歴史的・伝統的経緯だけではなくて、機構なりURの政策目的に即した独特の判断がある部分なのかどうかについての根拠が必要ですね。マジックワードとして機構職員が本来実施すべきというだけではやや説明不足で、具体的な論拠が要ると思うのです。そこを後ほど教えていただければと思います。

安念主査 これらの点については事務レベルでお教えをいただければと存じます。お忙しいところ恐縮でございました。どうも今日は本当にありがとうございました。また今後ともひとつよろしくお願いいたします。

## (2) 緑資源機構

安念主査 今日には林野庁さん、農水省さん、緑資源機構さん、お忙しいところをわざわざお出ましをいただきまして誠にありがとうございます。

私ども規制改革会議といたしまして、公庫公団等独法を含むものでございますけれども、官業を縮小整理、場合によっては廃止ということの検討をしております、その一環で緑資源機構さんのやっていらっしゃるお仕事についてどういう現状であるのかというのを教えていただくというような趣旨でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず15分ほど御説明をいただきまして、その後、討論させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

古久保課長 本日はよろしくお願いたします。林野庁整備課長の古久保でございます。お手元の資料に従いまして、御質問事項に沿って御説明をさせていただきます。15分ぐらいということなので、ちょっとはしょるところもあると思います。

緑資源機構は、「根拠法令」は独立行政法人緑資源機構法でございます。

「資産額」が1兆4,000億ほど、「予算額」は国費でございますが、19年度577億円でございます。

「従業者数」は、役員なり職員数なりが700人という形になっております。

「事務・事業の内容」でございますけれども、機構の各事業につきましては特殊法人等の整理合理化計画に基づいてさまざまな合理化等の努力もしながら、水源林造成事業、緑資源幹線林道事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、海外農業開発事業、こういった5つの大きな事業をやってございます。

「関係法人」としては、財団法人森公弘済会というものが関係が深いということがございます。

「民間開放の状況」でございますが、まず水源林造成事業です。これは水源地域として整備をしなければいけないという場所におきまして、土地所有者と契約を結びまして木を植える。植えた木は数十年にわたり育てるわけですが、その間、これは共有物として管理をするということでございます。

この水源林造成事業につきましては分収造林契約と呼びますけれども、これに基づく契約の履行というのは植える行為、育てる行為が重要でございますが、この実施、それから共に育てておるといった形の造林地、造林木の管理、こういった直接のアクションというのは森林組合を始めとする民間事業体を実施してもらっているということでございます。

それから、緑資源幹線林道事業、農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業、こういったものは林道・農地の整備などの工事を行うということでございますが、この事業の実施に必要な調査・測量・設計、それから実際の土木工事、こういったものは民間事業体を活用して、実質的にほとんどの業務は民間でやらせていただいているという状況でございます。それから「当該事務・事業を廃止した場合の影響」ということでございまして、水源林造成事業は奥地水源地域における今は余りきちんと木が生えていないようなところを立派な林にしていくということで、本年度に廃止すると、水源涵養機能の発揮を確保していこうといったことが進まないということでございます。

直接の目的ではございませんけれども、この事業を通じて山間地域の就業機会というものが相当供給されているということもありますので、急にやめるとこういった影響というものもあるということもございます。

次のページでございますが、(2)(3)(4)、いわゆるこの工事の關係の3つの事業のいずれも途中でやめるとそれまでの投資が有効にならないという共通点はあるわけでございますが、緑資源幹線林道事業につきましては条件の悪い広大な森林の区域において幹線を整備することによって森林の整備、管理の効率化、木材輸送コストの低減、こういったことを進めていこうとしているわけですので、こういった目的が達せられない。

特定中山間保全整備事業につきましては、森林、農用地の有する公益的機能の維持増進といったことを、地域を整備することによって進めていこう、また、農林業の持続的な生産活動を進めていこうということでございますが、こういったことが進まない。また、都道府県、市町村が取り組んでいるような農業政策、それから受益、農家林家の経営改善といったものが進まないということになります。

農用地総合整備事業につきましても、やはり農業政策上、農業経営上の効果が十分発揮できなくなる。

海外農業開発事業につきましては、技術協力の基本となるような技術主導の開発、蓄積といったことに取り組んでいるわけですが、そういったことが進まないということがございます。

「更なる民間開放についての見解」ということでございますが、緑資源機構の行っております各事業、水源の涵養ですとか国土の保全、温暖化の防止といった多面的な機能を十分に発揮させるような森林の整備、農用地の整備、こういった公共事業を行っているわけですが、その効果は広く一般に裨益して、水源林造成事業は奥地の水源林で民間では整備が困難な箇所を事業地としている、緑資源幹線林道事業では、受益者の賦課金の強制徴収のような仕組みなども機構に付与されているなど、なかなか民間での実施が難しい面があるということもあらうと思います。ただ、工事の施工等事業実行については既に民間開放させていただいているということでございます。

「個別の質問事項」について、簡単に御説明させていただきます。

水源林造成事業の17年の活動実績ということでございますが、契約した場所によって最初の年に植えまして、それから2年目から7年目ぐらいの間に下刈り、草を刈ります。10年目ごろに雑木を切って、その後、目的として植えた木が混んでまいりますので間伐をしていくということでございますが、これはそれぞれ契約年数の違いに応じて17年度で見ますと新植が4,500ヘクタールですとか、下刈りが3万ヘクタールとか、こういったことをやっております。これが毎年続いていくということでございます。

それから、分収造林の採択基準を教示願いたいということでございますが、水源涵養保安林並びに水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林もしくは土砂崩壊防止保安林、これは保安林の種類は森林法で規定されているわけですが、こういった保安林及びその予定地において行います。そして、その際、更に無立木地、今は木が立っていないところや粗悪林相地、今は立っている木がきちんとした健全な林として成長していないでまばらである。そういったところなどで、人工植栽に

よって森林の造成を行わないと放っておいても立派な林になっていかない。そういうところで一契約地当たり5ヘクタール以上というようなことでやっております。

分収造林の採択プロセスでございますけれども、合わせて周辺林業者の意見ということでございますが、それぞれの水源の地域で長年やっている事業ですので仕組み自体は地域でよく知られており、地方公共団体、森林組合、林業関係者、民間事業者等は既にこういった事業が行われていることは周知しておりますので、こういったところから新しい契約の候補地なりとして情報がいろいろ挙がってまいります。そういった際に、それを機構側で採択基準に合致しているかどうかということとを審査して、個別に契約を結んでいくということでございます。全国で、例えば17年でも600か所くらいになるわけですが、全体の進め方については事業としては事前評価のようなことも林野庁ではやっております。

それから、分収造林について林業経営の自立を阻害するモラルハザードを引き起こすというような指摘があるけれども、どうかということでございます。水源林造成事業はその公益目的から、なかなかその所有者では進まないというようなところで森林造成を行っているわけですし、森林所有者自ら実施可能なようなところでどんどんやっていくということでは進めていないつもりでございます。民間と機構でそれなりに水源林造成が行われるのはこういう場所だという理解があると思っておりますし、役割分担というものはされているという理解で私どもはおります。

それから、分収造林の伐採時期について画一的に行われていないか。伐採時期にかかわらず、その植え方、育て方でございますけれども、実際の契約の年齢、例えば一律50年とか60年ではなくてこれはかなりバラついておりますし、また更にどんどん延ばしていく、大きな林にしていくというようなことも取り組んでおります。

それから更に、従来はスギならばスギ、ヒノキならばヒノキ、100本中100本は全部そうだったというやり方だったのですが、もともとまばらとは言いながら大きくなる広葉樹の苗木もあるわけですし、そんなものはできるだけ生かしていく。14年以降は基本的にはそういったモザイク、広葉樹であるものは生かして混交林の方にやっていく。やや商売とはちょっと離れた育て方ですが、そんなことを一生懸命やろうとしております。

水源林造成業務全般の民間委託の可否でございますが、奥地水源は大事なところでやっているということでございますが、この実施に当たって先ほども申し上げましたように分収林特別措置法に基づく分収造林契約で費用負担、要は立木が半分半分の持ち分だということですね。土地を出した人と、それからお金を出した人ということですが、そういった費用負担を正常化し、また分割請求権の排除という民法上の特例というようなこともございます。途中で片方が嫌だと言えないということですが、そういうようなこともあります。こういった公共性、または契約の特性といったことから、この事業の管理は公的主体でやはりやっていかなければいかぬのではないかと私どもは思っております。

ただ、実際の行為は申し上げましたようにどんどん民間でやっていけばいいと思っておりますし、今いろいろ更に努めているところであります。

それから緑資源幹線林道ですが、18年の予定で申しますと27路線で25キロぐらいの工事

をしております。完成した林道についてですが、全国で32路線ありまして、そのうち5路線は完成しております。それで、完成したものから5年後には事後評価をやることにしておりますが、今まで事後評価をしたのは1つでございます、この結果はそれなりにつくったものが使われていて有意義であるというような評価結果になっております。

それから、既着工区間の詳細ということでございますが、32路線のうち5つ終わりましたので27路線残っているわけですが、それを区間に分けておりまして、124区間のうち74が終わっている。それで、それについては事業評価システムによって評価をしながら、加えながらいろいろ見直しをしながらやっています。

それから建設予定区間、これは全く手がついておらないような区間があるわけございまして、整理合理化計画に基づいて16年の2月に残りの20区間全部見直しをかけております。その結果、20のうち7つは取りやめ、残りの13区間についても全面的に幅員や線形なり、いろいろ見直しております。また、これを実際に着手するときにはもう一度事前評価もかけるという予定にしております。

どんどん急いで申し訳ありませんが、6ページの表の下でございますけれども、新規事業採択です。これは予定はございません。それに当たってのプロセスも御質問いただいておりますが、これについても対象外で特に予定はないと書かせていただいております。

特定中山間以下については、農地整備課長の方から御説明させていただきます。

雑賀課長 農地整備課長の雑賀でございます。

特定中山間保全整備事業ですが、平成17年度の活動実績ということで、平成17年度阿蘇小国郷において森林整備20ヘクタール、農地整備55ヘクタール、その他農道整備2キロと、こういうふうな事業を実施しております。

14番の既着地区の詳細を教示願いたいということでございますが、既着地区はこの阿蘇小国郷事業だけでございまして、これの全体の事業量が森林整備が77ヘクタール、農地整備が146ヘクタール、農林道の整備が22キロとなっております。

次に、15番の今後の着工予定地区の見直しを教示願いたいということですが、邑智西部の地区が平成19年度着工予定になっておりまして、こちらの地区の主な事業内容が森林整備が91ヘクタール、農地整備が124ヘクタール、農林道整備が9キロという形になっております。これも19年度に着工するということでございますのでまだ見直しには至っておりませんが、特定中山間保全整備事業の制度そのものに計画変更、見直しのシステムがビルトインされておりますので、必要に応じて適時見直ししていくという形になっております。8ページに飛びまして、新規事業採択を行うか否かということでございますが、都道府県の方から事業の申出があつて、採択基準を満たしているのであれば第三者による外部評価を経て採択を考えていくというふうな制度になっております。

採択を行う場合の採択基準と採択プロセスということでございますけれども、採択基準といたしましては広域かつ公益性の高い事業ということでございまして、具体的にはまず水源の涵養など公益的機能の維持増進を早急に図る必要のある水源林造成事業をやっている地区。それから、傾斜地が多いなど、具体的には例えば農用地の半分、森林の3分の1以上が要整備だというふうな地区を

対象にしているということ。それから、公益的な必要性という観点から受益面積は 1,000 ヘクタール以上と、こういうふうなところで採択基準を設けております。

採択のプロセスといたしましては、農林水産省の方で対象地域の調査を行いまして、その調査結果を受けて都道府県の方から事業実施の申出がなされた場合において事業計画を策定して、こういう地域に住んでおられる農家の方々の同意の徴収、それから市町村・県知事との協議等の法手続を経て事業着手するという仕組みになっております。もちろんその過程の中で、第三者による外部評価を実施しているところでございます。

次が農用地総合整備事業ですが、こちらの方は平成 17 年度活動実績でございますけれども、次のページにあります 8 地区でトータルで農用地整備 140 ヘクタール、農業用道路 15 キロ等の事業を平成 17 年度に実施させていただいております。

なお、このうちの直入庄内につきましては平成 17 年度で完了しております。

19 番でございますが、既着地区の詳細をということでございますが、上にあります直入庄内地区以外が 18 年度段階、19 年度段階における既着地区という形になります。それらの地区の総受益面積が 3 万 1,000 ヘクタール、総受益戸数が 4 万 5,000、主な事業といたしましては全体の農地整備が 1,098 ヘクタール、農業用道路が大体 117 キロメートルというふうな形になっております。

20 番でございますけれども、今後の着工予定ということでございますが、平成 15 年度の新規の地区でもう新規採択は行わないということでございますので、現在実施している事業地区だけでもう採択は行わないという形になっております。

あとは海外農業開発事業でございますが、10 ページに飛んでいただきまして、基本的に持続的な農業農村開発を通じた砂漠化防止といった地球環境保全だとか、復興支援などの調査を重点化して実施しております。平成 17 年度、18 年度はそういうふうな観点から砂漠化防止の環境保全対策だとか、農地・土地侵食防止対策だとか、参加型農業農村復興支援というふうな調査を実施しております。

22 番で具体的な調査の中身でございますけれども、22 番の表にございますようにエチオピア、パラグアイ、アフガニスタン、ウズベキスタン、インドネシアというふうな国におきまして、砂漠化防止だとか、土壌侵食対策だとか、参加型農業の支援というふうな調査を実施させていただいております。

23 番の新規事業採択を行うかでございますけれども、こちらの方におきましては国内事業で蓄積された技術を活用できるようなものに限って、真に必要な調査、技術開発というものについてのみ採択をしていくというふうな考え方に立っております。

採択のプロセスでございますけれども、新規調査の実施に当たっては緑資源機構が調査計画書を作成して、農林水産省が内容を審査して調査に着手するというふうなプロセスという形になっております。以上でございます。

安念主査 どうもありがとうございました。多岐にわたる内容ですが、非常に手際よく御説明をいただいて誠にありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞ。

大橋専門委員 まず水源林造成事業についてお聞かせいただきたいのですが、私も少しこの分野に携わったことがありますけれども、水源林造成事業というのは本当に役に立っているのか、効果を上げたのかという疑問がずっとありまして、皆さん方の水源林事業というのは昭和36年から始まって、これまで東京都と大阪府を合わせた45万ヘクタールの水源林の造成を図ったと言っていますけれども、そういう数字ではなくてどういう具体的な効果を持った、まさに水源林の涵養にこういう効果があったという説明を是非してほしいと思っているんです。

それに関連して、この水源林造成事業の採択に当たってどのような評価といたしますか、事前評価を行っているのか。先ほどの古久保課長は、事前評価をやっているというような意味合いのことをおっしゃったんですけども、事前評価はどのような内容の評価をしているのか。例えば、道路のように費用対効果分析の定量的な評価みたいなことをきちんとやった上で、それに合格したものに限りて採択するというような措置が取られているのかどうかということについて、まず聞かせていただきたいと思います。

古久保課長 まず水源涵養機能というのはまさに土壌の保水力ということが重要でございまして、それは森林がきちんと発達したときの表土の保水力ですね。

それと、例えば他の土地利用の形態などと比較しますと、健全な森林があることによって水源の涵養が図られる。洪水の緩和をして湧水の緩和をするということは一般的に知られておるというわけでございます。

それを、実は箇所ごとにデータ化するのはなかなか難しいんですけれども、森林の公益的な機能の評価ということで私どももいろいろ調査もして計量化をしましたり、それから学術会議の方にもお願いをしてそういった計量化のようなことをいろいろ分析をしていただいたりしております。

それで、森林が健全であることによって水源涵養機能が高まる。それについては一定の想定をして事業の評価にも使っていいだろうということになっておりまして……。

大橋専門委員 私があなた方に説明を求めるのは、例えば事業を行う前の水源機能がこれくらいだった。ところが、事業をした結果としてこれくらい向上したというものを数字で示してくださいと言っているわけです。

古久保課長 箇所ごとにそういった数字を取ってやるというのは実はなかなか難しいところがありまして、これは非常に気長な調査になりますけれども、いろいろ測点を取ってやる努力は合わせてしておりますが、箇所ごとにこれは幾らがこうなった、この木が育ったお陰で土壌がどうなったというようなことはデータとしては私どもは持ち合わせておりません。

ただ、事業の評価に当たっては、公益的機能の便益を、主に代替法によるわけですけれども費用便益に置き換えて、それと費用との関係で費用対効果分析というものをやっております。そして、林野庁で学術会議の評価手法を元に、一定の前提を置いての費用対効果分析が行えるように、外部委員会、学識経験者に集まっていただいて事前評価マニュアルというものをつくっております、それに基づいて……。

福井委員 その中で、保水機能がどれだけ高まったということは、どうやって測っておられた上で費用便益分析をやっておられるのでしょうか。

古久保課長 マニュアルそのものは今ちょっと手元にないので詳しいことは申し上げられませんが、考え方としては森林の整備が行われることによって健全な森林の状態を保水能力が維持されるなり、形成される。

それに対して、それがなければもっと低い水準で保水の水準が推移するであろう。その差について、森林整備以外の方法によって、例えばダムだとか何とか、そういった別の方法によって同じ機能を持たせようとするのとどれだけ経費がかかるかというようなことを……。

福井委員 代替構造物の価格というのはありますけれども、そうではなくて大橋委員の質問の趣旨は、森をつくったことで水がどれだけその地中に増えたんですか、ということです。要するに、基本的にはそこに水を守らせたいというのがこの事業の根幹目的でしょう。その根幹目的に関する根幹的指標は一体何なんですか、という御質問です。どれだけ水が増えたかということがわからないでいて、ダムをつくったらどうなるか、というのでは、それは前提を欠く議論ですから。

安念主査 それは費用便益分析ですから、すべてを数値化する。取り分け貨幣タームに直して行うわけですので、保水ということが大切であればその保水がどれだけ保水できて、例えばそれを1立米当たり幾らと換算するかというプロセスが必ずあるはずだと思うんです。そうなっているのかということですね。

古久保課長 なかなかそこはデータ化が難しいところもあるんですけども、そこは一定の前提を置いて最善の手法として数量化をするように、特に健全な森林が維持されることによってその土壌が維持されて、その保水能力ということは……。

福井委員 一般論はともかく、その森林に例えば木を何本植えたとか、あるいは何ヘクタール植えることによって、まさにその山とかエリアで具体的に今まで非常に地中に水が少なかったという事実があるとしたら、それがどれだけ増量するのかということについて、あてがないとまずいわけですね。そのこの部分の端的な評価なり、あるいは分析をどのようにやっておられるかについて関心があるのです。

古久保課長 そこは私どもは本当に必要なことで、もちろん関係する学会を挙げてそれは大きな関心事なわけですけども、大規模に何百か所も木を切ったり植えたりして実験するのもなかなか難しかったり、長期間かかったりするというのもあって、本当にきちんとしたデータ化は難しい。

ただ、これはいろいろ定点観測も数十年続けながらこれから引き続きやっていかなきゃいけないと思っているわけですが、その中で一方で経験則としては森林の整備が進むことによって川の水が非常に豊かになったというような経験は昔から積まれているわけですし、その辺りはまずデータが挙がってから事業をすべきかどうかということも一つの考え方としてあるとは思いますが、それでも。

大橋専門委員 課長の御説明を伺うと、結論を言えば造林事業の採択というのはいわば目の子勘定でやっているということを言っているんですね。

翁委員 採択に当たってどういう基準を採用されているんですかということなんですけれども。

上田監査官 事業評価マニュアルに基づき林野公共事業全体は同じ評価をしております、それぞれの機能ごとに便益の評価をさせていただきます。

それで、御指摘の水源涵養機能につきましてはいろいろな方式があるんですけども、森林整備



をしない前、粗林みたいな状態と森林整備をした後で森林からどういうふうな流出があるかというものを、今のところ全国マクロで統一的な数値で押さえております。

福井委員 押さえているというのは、実証値ですか。例えば、どれだけ森をつくったことによってどれだけ地下水が増えた、ということの実測値に基づくデータがあるのですか。

上田監査官 文献に基づくデータですね。一般の粗林では流出係数はこれぐらい、森林整備された方は流出係数はこれぐらいと。

福井委員 係数を定めたときの根拠は何ですかということですか。係数を一回定めてしまったらあとは機械的に出るわけですから、前提となる係数が実証的で合理的なものかどうかをお聞きしているわけです。

上田監査官 そこは今、全国マクロの係数でございまして、先ほどの先生の御指摘は個々個別の箇所ごとに例えば係数が違うだろうということでしょうか……。

福井委員 そうじゃないんです。要するに、全部を便法として使うことはあり得ても、全国の係数というのは一体どうやって出したんですか、という御質問です。

上田監査官 林野庁の所管部署が森林総合研究所等、大学のいろいろな測定結果等を元にこういう係数を定めていると理解しております。

安念主査 それで、実測値があるんですか。

福井委員 だったら、それぞれの森林ごとに実測値、前は何本植えたらどれだけ地下水が増えたとかというデータがあるということですか。もし実測値があるとしたら、個々のものを積み上げていくわけでしょう。各森林の植栽前、植栽後で何か定点観測されたということの集積じゃないのですか。

上田監査官 日本全国いろいろな森林がございまして、一般的な木の生えていない場所では流出係数はこれぐらい、それから森林整備をした後の流出係数はこれぐらいと。

安念主査 その定義はよろしいんです。それをだれがどう実測したのかということでございます。

上田監査官 そこは私も専門ではございませんので。

ただ、そういう数値を林野庁でマニュアルを定めておりまして、それに基づいて計算しております。

福井委員 その数値を我々は確かめたいのです。本当にそれは妥当ですか、今お話をお聞きした限りでは、だれかが鉛筆をなめてつくったかもしれないようにすら聞こえかねませんので、その実証的根拠を教えてくださいということなのです。今お答えできないとすれば、具体的にどのデータに基づいてどういう加工を施して算出した係数なのかということについて、素人でもある程度わかるようにやさしく、後ほど事務局に資料をお届けいただけませんか。

安念主査 それがいつごろつくられたのかというのは私は結構重要だろうと思うんです。もちろん長い期間を観測しなければならないデータですから、そうそう何回も何回も改定するということとはできないとは思いますが、それが例えば30年前の学問上の知見に基づくものなのか、もっと最近のものなのか、あるいは外国の知見も交えてできたものなのか。この辺りは結構私は重要だと思いますので、是非事務局の方にどういう経緯でつくられたものであるのかということについて

で御報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。ほかはいかがでしょうか。

この分収造林なんですが、結局これはビジネスでもあるんですか。それとも、ビジネスは度外視してとにかくセキュリティというか、自然環境保全というか、そういうことだけを目的にして、公費を投入してもそれはそれで投入する以外にしようがないという考えでやっているものなんですか。

古久保課長 そこはビジネスといいますか……。

安念主査 木を切って売るということも目的にしているわけですか。

古久保課長 直接それを目的としているわけではないです。

ただ、粗林で生えていないようなところに木を育てて、それで大きく育てて水源を守るような林になる。それがたくさんできて、林業としてその地域がきちんと回っていく、ひとたび造成された森林が、その後、例えば50分の1ずつぐらい毎年切られて植えられてというふうに循環をしていって、それで林業生産活動がその後、循環的、継続的に行われて水源が守られるということはひとつ期待はしているわけです。

当面大きく木を育てるということと同時に、これから立地によっていろいろと選択肢が出てくるんだらうと思いますけれども、ひとたび造成されたあとは、民間ベースですが、切って植えてという循環がそこで回っていただくことは期待している。昔、林業全体がよかったときにはそういうことが非常に期待度数が高かったと思います。そのころは100本中100本スギを植えてということをやっていたわけですが、今はもう少し環境保全ということのウェイトが高まりながら進んでいるということでもあります。

安念主査 ビジネスとして見れば木の種類もそろえた方が、つまり製材して売れるものにそろえた方が当然いいわけですね。それで、さっき課長の御説明では、しかし混交林というんでしょうか、雑木林みたいにするということになると、ビジネスの目的からはむしろ逆ベクトルなんですね。

古久保課長 そうですね。集約的から粗放な形になっていくと思いますけれども。

安念主査 そうしますと、民有林でいわば地主という言葉がこの世界にあるのかどうか知りませんが、そういう人にとっては何がメリットだということになるんですか。林をつくってもらうことがメリットということですか。やがて50年後にはお楽しみもありますというメリットということなんでしょうか。

古久保課長 森林所有者の方が緑資源機構と契約を結ぶときに、やはり自分の土地の上に立派な木が生えて大きな林になると、確かにおっしゃったようなお楽しみみたいなこともあるでしょうし、それからきちんとした地域の中で豊かな森林として水源になるということ自体、これは協力するというのはおかしいかもしれませんが、いいことに参加するんだという気持ちも当然強く持つのではないかと思います。

草刈議長 その場合に、そういう形でさっきモラルハザードとかという言葉が出ていましたけれども、そういう形でお国の機構が指定をして、それで木を植える場所としてノミネートしてやれば、林業というのは非常に農業以上に収益性が低いと言われているし、もっと衰退的な状況にあるという中でそういう手助けをしてあげると、それにぶら下がってしまって民間でのいわゆる林業の成長というものを阻害してしまうのではないかと、あるいはそれ以外のやり方でもっと民間の林業が活性

化するような方向というのではないかという辺りで、そういう声も随分聞こえてくるようなんです。

その辺はどうなんでしょうか。全部そういうものでやってしまうのならば、それでお国が買い上げてしまって全部管理をして国有林でやってしまった方がいいのかもしれないという乱暴な議論もないことはないかもしれないですけども、そのところは補助金と農協にぶら下がってやっていくからちっとも自立化しない農業という面もあるわけで、それと似ている部分があるのではないかという感じがしてならないんですが、その辺のところはいかがですか。

古久保課長 まず林野の政策全体で申しますと、昭和 30 年代などは世界中がそうですけれども、将来木材が不足するのではないかと、どんどん拡大造林をしましょうというような政策の時期はありましたけれども、国内に 2,500 万ヘクタールぐらいの森林がありまして 1,000 万ヘクタールぐらいは造林地になっているのですが、今は昔の採算性とまた違いますので、ちょっと植え過ぎたのではないか。これから増やしていこうというのは余り考えてはいない。

ただ、どうしてもその水源地域などとして今ある林の状態が余りによくない。それは少し直していきましょう。これは国土全体の拡大造林という方針ではなくて、属地的に流域ごとに進めていきましょうということがあります。それを場所を限ってやっているのが水源林造成事業で、特にもと木がないところですから、前の木を切って得た資金を原資として造林費や、苗木代に当てることはできませんので、そういうところではなかなか民間ではできないわけです。

それに対して普通の林業のところは、1 つはかなりこれまで植え育てたものをこれからどう循環させていくか。それから、その土地利用上、立地等から見てもう一度広葉樹林に戻していこうとか、そういったことを施策としてやっています。

また間伐をして間伐材をきちんと利用しつつ、長伐期化を図り、大きな木を生やして再造林の負担が収入に対してウェイトが低くなるようにする、更に日本人はたくさん木を使うのですが、国産材は余り使われていないので切った木が効率的に市場に出てくように、そのパイプをきちんと作っていきましょう。こういう施策を今、一生懸命やっているんです。

ですから、これまで植えた 1,000 万ヘクタールの森林についてきちんと民間活力で動くように林業の再生をさせていきましょう。これは非常に一生懸命力を入れてやっております。昨年、森林・林業基本計画も見直しをしておりますし、今ちょうどそういった機運で国産材の自給率が少し上がりつつあります。ちょっと反転したところなんですけど、これをどんどんやっていこうということは一方でやっております。

それと、場所を限定してこれから整備をしなければいけない水源をつくっていくというようなところは、これから膨大にやっていこうというつもりはないわけですけども、これまでに契約した 45 万ヘクタールの契約地をきちんと管理をしつつ、毎年 3,000 とか 4,000 ヘクタールなのですが、進めているという状況でして、その際におっしゃるようにそれが民間に対してモラルハザードになってくるかどうかということなのですが、基本的には私もすみわけをしながら進めているつもりであるということです。

安念主査 産業として見るならば、現在の需給関係から見れば資源の賦存量が不足しているわけでは全然ないわけですね。今、日本が鎖国になって外材が一切入らないというのならば別ですよ。

そうじゃなくて、今の需給関係で言えば外材の方が多いわけだから、国内での賦存量が足りなくて困っていますという話ではないはずですね。

つまり、わざわざ産業の振興として国が支援して木を植えなければならないという状況でないことははっきりしていると思うんです。そうだとすると、産業の支援ならば別に国が何も植えてやらなくてもいいんじゃないかと私は思うんですが、もしそうでないとするならば、もっと自然保護とか、セキュリティというか、全く公共財としての側面なのであって全然話が変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、スタンスはどちらにおありなんですか。

古久保課長 要するに、水源涵養機能が高い。立派な木があると土壌も立派になりますね。それが欠けているところにそういった大きな木を生やして、それが維持されるようにしたい。これがその政策の目的でございます。

福井委員 唯一の公共目的は水源涵養ですか。ほかにありますか。材木が出荷できるという森林所有者の利益以外の社会的利益として考えられるのは、水源涵養のみか、ということです。

古久保課長 直接的には水源造成ということでやってございます。

福井委員 水源は今、足りないのですか。ダムは使わない人がいて余って新設はやめるし、既存ダムももうやめようかという動きがあるくらいの現情勢で、水源自体足りていないといえるのでしょうか。

古久保課長 森林の整備をすることによって川の水を豊かにしてというようなことに対する期待というのは非常に高いことから、そういった期待に応えるためにも事業を行っています。

福井委員 その回路はわかります。そこは否定していないんですが、水源が今足りないという社会経済情勢にありますか、ということはどうお考えですか。

古久保課長 そういう意味では、水域全体において、水源かん養機能をはじめとする森林の有する多面的機能を発揮させていくことへの期待が非常に広がって高まっていると思います。

福井委員 何のために。

古久保課長 それは、水源以外のことを含めて……。

福井委員 水源以外で何ですか、と聞いたら水源しかないとおっしゃったじゃないですか。

古久保課長 そこはちょっと御説明があれですが……。

福井委員 とりあえず水源だけ議論しましょう。水源については今、足りないという認識はお持ちなんですか。それとも、そうではないんですか。

古久保課長 川の水がますます安定することが、大雨もあれば渇水もあるわけですし、そういうものができるだけ緩和されるような形で森林を、特に重要な流域などにおいて整備をしていくということに対するニーズは高いと思います。

福井委員 一般論は結構です。現在、新たに森林を育成しなければ水不足になるというような具体的因果関係があるんですかという意味です。

古久保課長 洪水も渇水もあちこちでよく記録をされているというふうに思いますけれども。

安念主査 しかし、そういう渇水を植林で防げるかどうか。

福井委員 一般論の話ではないんです。ダムが足りているのか、余っているのかということと、

森が必要か必要でないのかというのは、国土政策として考えれば全く同じことです。ダムを新設しようという時代ではないとしたら、森で水を涵養するべきだということにはならない。

古久保委員 森林整備に対する現実の期待は非常に大きいと私どもは肌身で感じておりまして。

福井委員 水源以外のことは後で議論しましょう。水源だけまず確認しておきたいんですけども、水源について言えば今、水が足りなくてどんどんダムをつくらうというときに、ダムだけでは不足だから森の方でも分担してほしいというニーズがある、ということではないということについては、了解があると考えていいですね。

古久保課長 ダムの役割と、森林の土壌が豊かになることによってその水の量が平準化していくということとはちょっとその操作、作用が違うとは思いますが、それでも。

福井委員 でも、機能は同じです。飲料水、工業用水、農業用水が必要だということはどこの国でも共通ですから。

古久保課長 平素の、例えば1年間のうちに水の量が非常に多いときと一様に少ないときを順番に並べたとして、一番多いときは洪水ですね。そういうものをピークカットするとか、本当に渇水になって水が一滴も流れてこないときに水を流すとか、そういうことのみならず、途中の段階でもなるべくいつも水がよく流れるというようなことは重要だと思いますし、期待は大きいと思います。

福井委員 失礼ですが、だれにとってですか。

古久保課長 それは河川環境として、それから……。

福井委員 これも後ほど具体的なデータで教えていただけませんか。例えば今の森林がどれくらい保水機能なり、あるいは洪水や渇水の調節に役に立っているのか。ダムなり今までの水資源開発一般の公共事業なりがどういうふうに関係しているのか。現在、更に新たな水資源開発を森なりダムなりの形でやる必要性について、データから見てどう判断されるのか。これは国土省の河川局、あるいは土地水資源局もやっていますから、調整いただいて、要するに必要な水を確保するという観点における森とダム、その他の水資源施設の分業について、今の水資源政策当局全体の中で緑資源機構の事業がどういう位置付けにあるのか、ということも数字で具体的に実証的に教えていただきたいのです。後ほど結構です。

大橋専門委員 今の福井先生のお話に関連してですけども、この水源林造成事業の今後の需要と申しますか、ニーズというのは本当にあるのかどうか。それを裏付けるような、例えば道路の場合に中期的な道路整備計画というものをつくって、これくらいのニーズがあるんだということを示されておりまして、この水源林造成事業についても林野庁ではかなり中期にわたる整備計画、造林事業計画というようなものをつくっているのかどうか。

福井委員 時間もありませんが、全体的に今の事業、それからところどころで出てくる農用地整備やら農林道やらも含めて、すべての事業を通じて費用便益分析はなされておられるのですか。それを項目ごとに、マニュアルと、具体的な事例を2つずつぐらい後ほど事務局にお届けいただけませんか。

古久保課長 わかりました。

福井委員 問題意識ですが、費用便益分析のとき、今の分収造林もそうなんですけれども、要す

るに1単位投資することによってその投資で得られる追加的便益が一体幾らなのかということに関心があります。

極端な話、ある年に30億円事業をやりました。その30億円の事業でできた森林が追加的に一体幾らの社会的便益をもたらすか、を考えたとき、例えばそれが2億円、5億円しかもたらさないということであれば、これは完全にやるべきでない事業だというのが費用便益分析の基本的考え方です。要するに、30億円投資するのならば31億円以上の国家的な還元がなければならないということです。

もちろん、森は、ないよりはあった方がいいに決まっています。コストがゼロでさえあるならば、無尽蔵にあった方がいいに決まっています。だけど、必要な保水機能を維持するために何らかの国民の負担が必要です。その負担に見合うだけの、すなわち負担を上回る便益があるのかどうかということの検証が必要ははずです。その検証が本当にきっちりなされているのかどうか。なされていないとすれば、なされていないことについていわばつかみでお金を出していいのかどうかという話になります。今のような観点での厳格な費用便益分析の検証に耐えるようなものがあるのであれば見せていただきたいと思います。もしそれがないのであれば、事業をやめていただく必要ははずです。

安念主査 それは次の段階のお話ということになると思いますが、私も確かに幹線林道事業、中山間地の事業、農用地の整備、いずれも拡大路線ではなくて厳選するという路線になっておられるようなことには大変敬意を表するところなのですが、とはいえ今、福井委員から申し上げましたように、費用便益分析は厳密にやっていかなければいけないのは当然だと思いますので、一般的なマニュアルと、今ありましたように2か所ならば2か所くらいの具体的な計算例というものを是非教えていただきたいと存じますので、その点は本当に私からもよろしく願いいたします。

福井委員 特にヘドニック法がなじむような領域が随分混じっていると思うのですが、ヘドニック法で地価の上昇価値で測ることについてやっておられるのであれば、その算定根拠をできるだけ詳細に見せていただきたいと思います。

草刈議長 ちょっと話が途中になってしまったんですけども、水源林の造成事業というものを林業政策という面からどういうふうにとらえればいいのかということがいまひとつはっきりしないんですね。つまり、この事業が林業政策として、日本も多少は林業があるわけですが、これに対する影響をどう評価すればいいのかということがよくわからない。プラスになるのかマイナスになるのか、場合によってはマイナスになっているのではないかという辺りのことも少しほかの人にも聞いてみようと思います。これは林業業者に聞かないと本当のことはわかりませんから聞いてみますけれども、それはどうなんですか。水源林の造成というのは、林業政策とは関係がないという認識でいいわけですか。

古久保課長 造成した後の森林の持続的な維持管理ということについては当然、林業的な活動によって循環していくことを期待しているわけですね。

草刈議長 だけど、基本的には水源を確保するんだから、それは別に商売として切ってしまうとか、そういう話にならないですね。そうだとすれば、これは林業ではないですね。

大橋専門委員 林業ではないんじゃないですか。

福井委員 植えっ放しを前提にしているんだったら、それは林業ではないですね。

大橋専門委員 造林事業というのは森林の持つ公益機能を維持したり向上させるというのが目的なんですから、それは直接的には林業政策とは関係ないと思います。

安念主査 それが悪いと言っているんじゃないんですよ。それで割り切るならばそれで結構なんですけれども、その場合には費用便益分析はまた別に要るわけです。

福井委員 別にとというか、かなり便益が下がるということです。だから、間伐材を切り出すというのならばともかく、基本的に植えっ放しに意味があるというんだったら、切り出す方は便益に計上してはいけないはずですよ。

山崩れとか保水と言いますが、保水というのならば水が足りないことで困る人が受益するということになれば便益ではないのです。ただ地面に水をためてまた地面に返っていくというのでは意味がない。崖崩れ防止だったら、崖が崩れるところに人が住んでいて人命や財産が守られるということがなかったら、それは便益に計上してはいけないのです。

安念主査 そういう考えでございますので、また今後ともひとつ情報の交換等でお世話になることがあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

今日はどうも長時間にわたってお忙しいところをありがとうございました。